一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十九年六月十八日農林水産省告示第千三百七十六号、昭和五十九年十一月二十四日農林水産省告示第二千二百九十四号、昭和五十九年十二月十日農林水産省告示第二千三百六十号、昭和五十九年十二月十一日農林水産省告示第二千三百八十六号、昭和五十九年十二月二十二日農林水産省告示第二千四百七十号、昭和六十年二月九日農林水産省告示第二百三十一号、昭和六十年五月四日農林水産省告示第六百六十二号（一及び二に係るものに限る。）、昭和六十年五月二十日農林水産省告示第七百八十九号（二及び三に係るものに限る。）、昭和六十年六月四日農林水産省告示第八百三十九号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十九年十二月十一日農林水産省告示第二千三百八十三号、昭和六十年六月十三日農林水産省告示第八百六十二号（一に係るものに限る。）、昭和六十年六月二十二日農林水産省告示第九百二十九号（二に係るものに限る。）、昭和六十年六月二十六日農林水産省告示第九百五十六号（一に係るものに限る。）、昭和六十年九月十一日農林水産省告示第千四百二十三号、昭和六十一年三月十一日農林水産省告示第三百八十二号、昭和六十一年六月四日農林水産省告示第八百四十八号（三に係るものに限る。）、昭和六十一年六月六日農林水産省告示第八百七十七号（一に係るものに限る。）、昭和六十一年七月二十一日農林水産省告示第千百三十五号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十一年八月二十一日農林水産省告示第千五百二十四号（二に係るものに限る。）、昭和六十一年十二月十三日農林水産省告示第千九百七十七号（二に係るものに限る。）、昭和六十一年十二月十五日農林水産省告示第二千号、昭和六十二年二月二十六日農林水産省告示第二百二十号、昭和六十二年七月十七日農林水産省告示第九百五十一号、昭和六十二年七月十七日農林水産省告示第九百五十四号、昭和六十二年七月十七日農林水産省告示第九百七十二号、昭和六十二年七月二十四日農林水産省告示第千四十二号、昭和六十二年八月二十七日農林水産省告示第千二百七号、昭和六十二年八月二十七日農林水産省告示第千二百八号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年十一月十六日農林水産省告示第千五百二十九号（一及び三に係るものに限る。）、平成元年十一月二十九日農林水産省告示第千五百五年二月十八日農林水産省告示第百四十二号、平成六年一月十三日農林水産省告示第六十六号、平成六年一月十四日農林水産省告示第八十六号、平成六年一月十三日農林水産省告示第六十七号、平成六年一月十四日農林水産省告示第八十七号、平成元年十二月四日農林水産省告示第千六百三号、平成六年一月二十八日農林水産省告示第百八十四号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年八月二十四日農林水産省告示第千二百八十一号、昭和六十三年七月一日農林水産省告示第九百十五号、昭和六十三年十月二十日農林水産省告示第千六百九十六号、昭和六十三年十一月九日農林水産省告示第千八百一号、昭和六十三年十一月二十六日農林水産省告示第千八百七十五号、昭和六十三年十二月十四日農林水産省告示第二千二十三号（一、二、四、五及び六に係るものに限る。）、平成元年十一月十四日農林水産省告示第千五百十号（一に係るものに限る。）、平成元年八月十日農林水産省告示第千三十五号、平成元年十月十七日農林水産省告示第千三百五十八号、平成元年十月十八日農林水産省告示第千三百七十九号（一及び二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成七年二月十七日農林水産省告示第二百五十二号、平成七年八月十一日農林水産省告示第千二百二十六号、平成八年四月八日農林水産省告示第四百六十号（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）、平成八年四月八日農林水産省告示第四百八十四号、平成八年六月十一日農林水産省告示第八百八十九号（二及び三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成八年六月十一日農林水産省告示第八百九十号（四に係るものに限る。）、平成八年六月十一日農林水産省告示第八百九十三号（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）、平成八年七月三日農林水産省告示第千四十号（一に係るものに限る。）、平成八年八月九日農林水産省告示第千三百一号、平成十年八月十七日農林水産省告示第千二百二十四号（二及び四に係るものに限る。）